

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2017. 3 No. 307

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 中小企業経営強化税制の創設
- II. 平成29年度税制改正大綱について
- III. 長時間労働削減について
- § 共栄会・1日公庫開催のご案内

[今月のトピックス]

- ・厚生労働省情報コーナー
- ・国税庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 中小企業経営強化税制の創設

——即時償却の対象資産拡大へ——

平成29年度税制改正により中小企業経営強化税制が創設されます。平成29年4月1日以降に取得する資産には中小企業経営強化税制が適用できる可能性があります。中小企業経営強化税制とは一体どのようなものでしょうか。今月号では、そのポイントを確認したいと思います。

■中小企業経営強化税制の概要

中小企業経営強化税制は、青色申告書を提出する中小企業で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、平成29年4月1日から31年3月31日までの間に、生産設備を構成する一定の資産の取得をして、一定の事業のために利用を開始した場合に、即時償却と7%の税額控除(資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10%)との選択適用ができるものです。平成29年3月末の生産性向上設備投資促進税制の終了が近づき、即時償却の道が断たれるかと思っていましたが、中小企業経営強化税制の創設によって、即時償却の手段が継続されることとなりました。

対象となる設備は以下の通りです。

1. 機械・装置(160万円以上)
2. 測定工具及び検査工具(30万円以上)
3. 器具・備品(30万円以上) *試験・測定機器、冷凍陳列棚など
4. 建物附属設備(60万円以上) *ボイラー、LED照明、空調など
5. ソフトウェア(70万円以上) *情報を収集・分析・指示する機能

なお、類型が2種類あります。「生産性向上設備(A類型)」では、生産性が旧モデル比年平均1%以上改

善する設備、「収益力強化設備(B 類型)」では、年平均 5%以上の投資利益率が見込まれると経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された設備であることが要件となります。その他の要件として、国内への投資であること、中古資産、貸付資産でないこと等があります。

*** 中小企業等経営強化法とは**

労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化など、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境は厳しい状況にあります。このような状況を受け、国は中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援することにより、海外展開も含め、将来の成長・発展のための経営強化(=「稼ぐ力」の強化)を図ることにしました。具体的には、中小企業・小規模事業者や中堅企業は、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した計画期間が3年以上5年以内の「経営力向上計画」を作成し、認定された事業者は種々の支援措置を受けることができます。

■ 経営力向上計画が必要

中小企業経営強化税制の特徴は、昨年の**TFG**ニュース6月号、8月号でもご紹介しました経営力向上計画の認定を受ける必要があるところです。中小企業にとって一般的な中小企業投資促進税制等では経営力向上計画の認定は求められませんので、同制度のように気軽に適用することはできません。この経営力向上計画の認定は、平成28年度税制改正で創設された中小企業者の固定資産減税と同様の仕組みで行われる方向です。したがって、経営力向上に係る一定の計画を策定し、事業分野別の主務大臣に計画を提出・認定を得ることになります。この点、生産性向上設備(A 類型)は工業会等の証明書を手に入れた上で、収益力強化設備(B 類型)は経済産業局による「投資計画」の確認を受けた上で、「経営力向上計画」の申請を行うことになる方向です。したがって、基本的には次のような手順を踏むことになると考えられます。

【生産性向上設備 (A 類型)】

1. 工業会等から証明書を手入
2. 経営力向上計画の申請・認定
3. 設備の取得・事業供用

【収益力強化設備 (B 類型)】

1. 税理士等による投資計画の事前確認
2. 経済産業局による投資計画の確認
3. 経営力向上計画の申請・認定
4. 設備の取得・事業供用

■最後に

「経営力向上計画」の作成・実施を支援するため、認定経営革新等支援機関の業務として、経営力向上に係る支援が追加されています。既に**TFG**は経営革新等支援機関に認定されているため、本計画作成の事業者支援に積極的に取り組んでいるところです。御関係筋にも御吹聴賜わりご活用くださいませ。

Ⅱ . 平成 29 年度 税制 改正 大綱 について

－ 相続 税、贈与 税を 主に －

平成 28 年 12 月 8 日に、与党より「平成 29 年度 税制 改正 大綱」が公表されました。

この大綱をもとに先月に続いて、今回は、生活や経営に影響が大きいと思われる相続税と贈与税について改正の内容や実務上の留意点を解説させていただきます。

■ 納税 範囲 の 見直し

国外財産に関する相続税・贈与税の納税義務の範囲が見直されます。

国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の対象外とされる要件を、被相続人及び相続人等が相続開始前 10 年（現行：5 年）以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととされました。

被相続人等及び相続人等が在留資格をもって一時的滞在をしている場合等の相続又は遺贈に係る相続税については、国内財産のみが課税対象とされました。

国内に住所を有しない者であり日本国籍を有しない相続人等が、国内に住所を有しない者であって相続開始前 10 年以内に国内に住所を有していた被相続人等（日本国籍を有しない者であって一時的滞在していたものを除く）から相続又は遺贈により取得した国外財産が相続税の課税対象に加えられます。

つまり、日本国籍を有していても、今までは、海外に 5 年居住すれば、国外財産については、相続税・贈与税の課税対象外となっていました。その「5 年海外居住要件」が厳しくなり、10 年居住しなければ対象外とならないことになりました。なお、平成 29 年 4 月 1 日以降の相続もしくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

■ 事業 承継 税制 の 見直し

相続時精算課税制度に係る贈与を、贈与税の納税猶予制度の適用対象に加えられました。また、納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について緩和されました。また、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、改正前は、1. 当該会社が中小企業であること 2. 当該会社の株式等が非上場株式等に該当することという要件がありましたが、これらが撤廃されました。

これらのことから、相続時精算課税制度の適用により、納税猶予の取消事由に該当した場合の贈与税・利子税が軽減される場合があります。また、雇用確保要件が緩和されたことにより、主に従業員数の少ない小規模事業者について本制度が適用しやすくなります。なお、平成 29 年 1 月 1 日以降の相続・贈与から適用されます。

■ タワー マンション 税額 計算 の 見直し

タワーマンションの固定資産税・不動産取得税の税額計算方法の見直しがなされました。高さ 60m 超の建築物について、建築物全体の固定資産税額を按分する床面積の割合について、1 階を 100 とし、1 階増すごとに 10/39 を加えた補正率で計算するというものになります。高層マンションの場合、既存の計算方法だと、高層階になるほど人気があり取引価格が高くなるにも係らず、固定資産税等の額にそれが反映さ

れないので、それを是正する趣旨です。低層階は減税、高層階は増税となります。不動産取得税についても階層の違いを反映した評価額に基づいて計算されます。平成 30 年度から新たに課税される居住用超高層建築物から適用されます。ただし、平成 29 年 4 月 1 日以後に各部屋の売買契約が開始されるものに限られます。



厚生労働省情報コーナー

■2017 年「雇用保険」はこう変わる！

昨年 12 月末までは、「高年齢継続被保険者」に限り、65 歳以上の方も雇用保険の適用対象となっていたが、2017 年 1 月 1 日以降、1.1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、2.31 日以上雇用見込みがある方は、「高年齢被保険者」として雇用保険の被保険者となります。この適用拡大を受け、次の手続きが必要となります。高年齢継続被保険者である方を 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合は、自動的に被保険者区分が変更されますので、手続きは不要です。2016 年 12 月末までに 65 歳以上の方を雇用し 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合は、ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出します。1 月 1 日以降に適用対象となる 65 歳以上の方を新たに雇用した場合も同様の手続きが必要です。対象に係る手続きのタイミングとしまして、新たに雇用した方が適用要件を満たす場合は、雇用した日の翌月 10 日までに提出します。2016 年 12 月末までに雇用した適用対象者の場合は 2017 年 3 月 31 日までに提出します。雇入れ後の労働条件変更により適用要件を満たすこととなった場合は、労働条件変更の日の属する月の翌月 10 日までに提出します。

Ⅲ. 長時間労働削減について

— 動向と削減対策の効果 —

大手広告会社の女性新入社員が長時間労働による過労が原因で自殺したという事件を受けて、長時間労働の問題点については各方面で議論されているところです。この事件では、労働基準法違反の疑いで、法人としての同社と自殺した社員の直属の上司であった幹部社員の 1 人が書類送検される事態となりました。このような痛ましい事件がきっかけとなることは残念なことです。国や企業も長時間労働削減への取組を各方面で進めており、「長時間労働是正」が喫緊のテーマとなっています。

■企業はどのような取組をしているか？

NPO 法人ファザリング・ジャパンが実施した長時間労働削減策の取組に関するアンケート結果によると、取り組んでいる社数が多い長時間労働削減策としては、「経営層から社内に向けて長時間労働是正へのメ

ッセージを発信している」「各人の労働時間を集計し、役員会に報告。長時間労働部署へ是正措置を求める」「新管理職に対し労働時間管理を含む研修を行っている」「有給休暇取得の進捗等を管理する仕組み」「ノー残業デーの実施」「定刻に帰宅を促す一斉アナウンス」などが上位に挙がっています。
各社様々な取り組みを実行しているようです。

■ある程度強制力のある施策ほど効果が出やすい

一方、上記の調査結果から得られた「効果が3割以上の長時間労働削減策」としては、「PC強制シャットダウン」「ノー残業デーの実施」「強制消灯（その後、点灯不可）」「PCログ管理（タイムカードとPCログオフ時間かい離の把握）」「管理職による見回りと残業者への声掛け」「一斉消灯（その後、点灯可能）」などが挙げられています。

ある程度強制力のある施策ほど効果がすぐに出やすいことがわかります。

■管理職の教育や業務の見直しも重要

また、エン・ジャパン株式会社が実施した「時間外労働（残業）」についてのアンケート調査によれば、効果的な施策として「管理職への教育（時間管理）」（実施：47%、効果的：32%）、「業務分担やフローの見直し」（同：47%、27%）などが上位に挙がったそうです。

見かけの上の「残業時間」を減らすことに躍起になって、労働時間の過少申告や持ち帰り残業などの事態を招いては本末転倒となってしまいます。

各企業の状況に合わせて実態に即した施策を考えることが必要でしょう。



国税庁情報コーナー

■英語版の国税庁法人番号公表サイトの開設について

平成27年10月から指定・通知を開始した法人番号は、税分野や社会保障分野での利用が始まっているところですが、法人番号は、それら以外の分野においても広く一般に利用されることを前提としており、国税庁では、インターネット上に「国税庁法人番号公表サイト」を開設し、基本三情報（1.商号又は名称、2.本店又は主たる事務所の所在地、3.法人番号）を公表するとともに、基本三情報に基づく検索機能や二次利用可能な形式による電子的情報の提供を行うなど、国税庁では官民間問わず様々な用途で法人番号が活用されるよう取り組まれています。今般、経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、法人番号の活用場面が広がるよう、公表を希望する法人からの申し込みに基づき、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の英語表記の公表を行う国税庁法人番号公表サイトの英語版webページが4月18日より開設されます。



今月のブックマーク

ビジネスシーンにおいてもスマートフォンを使用するケースは多く、何か調べごとをする時もスマートフォンは重宝します。ホームページを持たれている企業であれば、スマートフォンで第三者にホームページが閲覧されることも想定されるでしょう。表示切り替えを可能にするレスポンシブデザインについては、下記 URL が非常に参考になります。是非、ご覧ください。

「簡単！レスポンシブデザインの作り方のすべて」

<https://seopack.jp/internal-seo/smartphone/responsive-web-design-meth>

TFG共栄会例会のご案内

下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日 時： 平成29年4月25日（火） 受付 午後4時20分より

内 容： 開会挨拶 午後5時00分より午後5時20分

第一部 研究部会・研修会 午後5時20分より午後6時50分

人材力強化の方策！

—業績向上・日本再生に向けて—

【講師】 ケント・ギルバート氏（米国弁護士、メディア出演・著書多数）

第二部 情報交換懇親会 午後7時00分より午後8時30分

会 場： ヴィアーレ大阪（地下鉄御堂筋線 本町駅 徒歩2分）4F ヴィアーレホール

「一日公庫」開催

～ TFGでの融資相談会のご案内 ～

日 時：平成29年3月29日（水）10:00～17:00 / 場 所：事務所内会議コーナー

相談員：日本政策金融公庫 国民生活事業 融資担当 / 費 用：無料

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … Tax&Financial Group ——

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFGニュース編集担当 岸本 圭祐